○枚方市廃棄物減量等推進審議会条例施行規則

平成6年9月30日
規則第55号

(趣旨)

第1条　この規則は、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年枚方市条例第18号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条　枚方市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長1人及び副会長2人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の定める順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第5条　会長は、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成し、保管するものとする。

(補則)

第6条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(枚方市事務分掌規則の一部改正)

2　枚方市事務分掌規則(平成5年枚方市規則第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕